

## 5 - 1 課税状況

### (1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		6,447	442,770,769
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		120	2,711,036
債 務 控 除 額		3,355	42,953,914
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		848	3,337,400
課 税 価 格		6,483	405,865,291
相 続 税 額	算 出 税 額	6,364	46,535,537
	2 割 加 算 額	492	528,183
	計	6,364	47,063,718
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	258	270,655
	配 偶 者	1,189	13,777,972
	未 成 年 者	73	20,671
	障 害 者	116	120,750
	相 次 相 続	251	319,221
	外 国 税 額	-	-
	計	1,767	14,509,269
差 引 税 額		5,532	32,554,449
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		24	105,498
小 計		5,526	32,448,951
納 税 猶 予 額		152	1,418,726
納 付 税 額		5,468	31,078,854
還 付 税 額		17	48,629
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		2,290	126,116,000

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 14 年 分	7,292	497,991,114	74,092,070	25,526,671	6,146	43,591,364	2,543
平成 15 年 分	6,871	431,886,818	48,882,297	14,880,541	5,772	31,208,946	2,410
平成 16 年 分	6,733	414,682,796	44,109,978	13,913,721	5,629	27,680,319	2,394
平成 17 年 分	6,901	442,280,596	54,779,013	17,426,282	5,811	35,251,902	2,432
平成 18 年 分	6,483	405,865,291	47,063,718	14,509,269	5,468	31,078,854	2,290

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取 取子	141	8,425,949	114	415,390	49
米子 倉吉	132	6,879,859	112	299,314	45
鳥取県計	60	4,016,595	51	228,952	21
	333	19,322,403	277	943,656	115
松江 田雲	172	10,212,247	143	918,816	57
浜田 雲田	33	2,322,584	28	155,605	15
出雲 田	125	7,060,856	104	304,661	47
益田 大田	34	2,128,196	30	105,675	14
石見 大田	39	1,813,861	25	98,586	11
大東 郷	11	969,724	10	154,237	5
西郷	13	633,000	10	40,941	4
島根県計	427	25,140,468	350	1,778,521	153
岡山 東	327	20,573,362	285	1,695,509	114
岡山 西	295	19,696,998	255	1,508,777	111
西大寺	75	4,267,667	60	210,078	30
瀬戸	48	2,582,440	39	132,874	17
児島	59	4,888,996	54	517,688	22
倉敷	378	23,383,501	308	1,470,891	138
玉島	63	3,750,609	53	251,338	21
津山	95	5,889,132	79	301,104	35
玉野	50	2,800,428	42	139,314	18
笠岡	80	4,580,612	71	663,743	25
高梁	33	2,105,755	27	283,429	10
新見	22	974,073	14	20,869	8
久世	10	439,801	8	10,443	4
岡山県計	1,535	95,933,374	1,295	7,206,057	553
広島 東	224	13,959,511	196	1,113,404	83
広島 南	147	10,093,126	134	869,155	54
広島 西	265	21,846,838	234	2,042,619	96
広島 北	397	28,406,210	335	2,197,116	137
呉	258	15,218,027	225	1,097,120	87
竹原	35	2,118,926	28	87,938	15
三原	93	5,035,553	78	307,111	35
尾道	139	7,401,851	111	416,094	47
福山	567	34,836,552	484	2,384,340	192
府中	129	7,618,038	113	436,042	47
三次	33	1,821,158	28	108,161	11
庄原	24	1,684,719	22	164,115	10
西条	152	7,324,908	119	393,801	49
廿日市	328	21,374,870	275	1,504,728	117
海田	240	12,708,132	186	686,258	79
吉田	39	2,073,749	31	79,740	16
広島県計	3,070	193,522,168	2,599	13,887,741	1,075
下関	217	13,841,138	185	1,210,636	74
宇部	111	7,775,364	98	1,159,451	39
山口	159	9,588,588	138	595,735	57
萩	53	2,443,781	46	116,425	17
徳山	213	11,716,032	184	704,114	76
防府	72	3,889,447	56	169,278	30
岩国	141	9,562,750	118	695,512	52
光	50	2,772,419	41	176,652	16
長門	24	1,159,187	17	32,394	7
柳井	32	1,298,877	28	30,882	10
厚狭	46	7,899,295	36	2,371,800	16
山口県計	1,118	71,946,878	947	7,262,879	394
総計	6,483	405,865,291	5,468	31,078,854	2,290

(注) この表は、「(4)申告及び処理の状況」の「本年分」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 6,483	千円 403,572,846	人 5,466	千円 30,595,350	人 2,289
	修正申告による増差額	163	2,461,656	261	515,736	115
	更正による増差額	-	-	1	4,307	1
	更正等による減差額	48 △	169,211	101 △	36,539	47
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,483	405,865,291	実 5,468	31,078,854	実 2,290
過 年 分	申 告 額	201	7,396,776	176	349,592	78
	修正申告による増差額	1,198	19,652,323	1,719	4,480,144	675
	更正による増差額	7	222,882	7	38,576	4
	更正等による減差額	205 △	2,372,611	253 △	497,436	129
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 752	24,899,370	実 969	4,370,875	実 343
合 計	申 告 額	6,684	410,969,622	5,642	30,944,942	2,367
	修正申告による増差額	1,361	22,113,979	1,980	4,995,879	790
	更正による増差額	7	222,882	8	42,882	5
	更正等による減差額	253 △	2,541,822	354 △	533,975	176
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,235	430,764,661	実 6,437	35,449,729	実 2,633

調査対象等： 「本年分」は、平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成17年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年11月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成16年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

## (5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	59	9,213	32	9,337	17	87,353
過 年 分	1,205	212,974	150	27,335	183	347,042
合 計	1,264	222,187	182	36,672	200	434,395

## 5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	541	45,992,177	696,023	257,370	628,422	1,275
1 億円超	1,178	163,308,893	1,181,346	1,266,376	5,931,932	3,888
2 "	338	81,419,425	339,352	856,287	6,093,151	1,237
3 "	174	65,138,179	105,675	573,610	8,105,844	589
5 "	31	17,835,226	313,139	104,454	2,786,821	123
7 "	16	12,672,425	-	58,023	2,595,454	56
10 "	9	10,670,683	59,801	67,400	1,622,127	38
20 "	1	2,001,555	-	90,000	746,864	4
30 "	1	4,534,283	-	-	2,084,735	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	3
合計	2,289	403,572,846	2,695,336	3,273,520	30,595,350	7,213

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	7	95	195	186	58	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	5	73	217	416	306	101	36	13	5	3	2	1
2 "	-	8	56	108	101	32	17	7	5	2	-	2
3 "	1	5	25	66	54	19	3	1	-	-	-	-
5 "	-	-	4	8	13	3	1	-	-	2	-	-
7 "	-	2	-	5	6	3	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	2	4	2	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13	183	497	792	543	160	58	21	10	7	2	3

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	824	26,653,728
	畑（「」）	954	18,560,459
	宅地（借地権を含む。）	2,138	133,397,868
	山林	837	2,207,021
	その他の土地	737	14,234,102
	計	2,187	195,053,177
家屋、構築物		2,094	25,280,454
事業（財産）用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	333	623,514
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	60	223,925
	売掛金	81	251,334
	その他の財産	181	823,103
	計	447	1,921,877
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	518	18,529,732
	同上以外の株式及び出資	1,541	26,585,826
	公債及び社債	580	10,031,655
	投資・貸付信託受益証券	631	11,870,202
	計	1,843	67,017,414
現金、預貯金等		2,276	99,384,457
家庭用財産		1,595	829,504
その他の財産	生命保険金等	495	17,023,991
	退職金及び功労金等	206	8,262,602
	立木	165	172,591
	その他の	2,002	25,518,527
	計	2,066	50,977,711
合計		2,288	440,464,594
相続時精算課税適用財産価額		84	2,695,336
債務		1,964	38,333,192
葬式費用		2,230	4,527,412
計		2,265	42,860,604
差引純資産価額		2,289	400,299,326
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		467	3,273,520
課税価格		2,289	403,572,846

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。